

# 長泉町 介護予防・日常生活支援総合事業について

H29.1.19

長泉町長寿介護課

## 1 長泉町地域包括ケアシステムについて

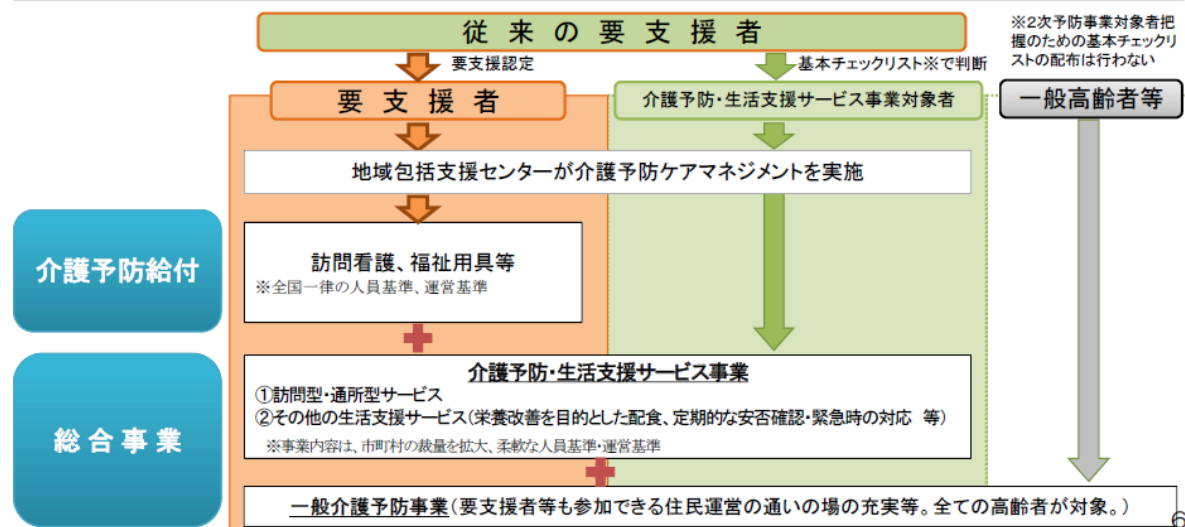
地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。長泉町では、この地域包括ケアシステムの理念を内包した理念である「ふれあいささえあい健やかに暮らせるまち」を基本理念として、介護保険事業及び高齢者福祉事業を推進してまいります。

## 2 長泉町総合事業の事業概要

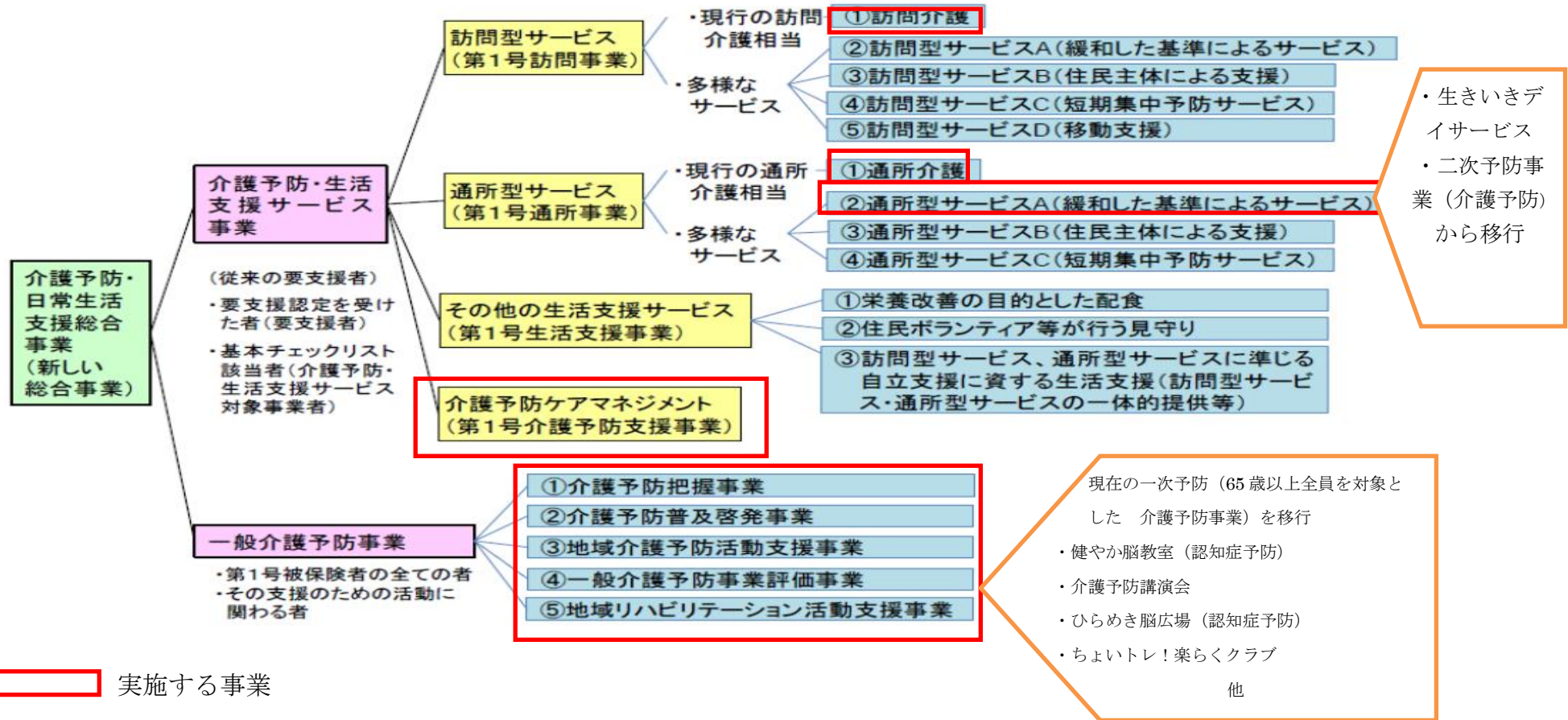
第1 総合事業に関する総則的な事項

### 【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
  - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
  - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



# 長泉町の介護予防・日常生活支援総合事業



・生きいきデイサービス  
・二次予防事業(介護予防)から移行

現在の一次予防(65歳以上全員を対象とした介護予防事業)を移行

- ・健やか脳教室(認知症予防)
- ・介護予防講演会
- ・ひらめき脳広場(認知症予防)
- ・ちょいトレ! 楽しくクラブ
- 他

     実施する事業

## (1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び基本チェックリストで事業対象者と判断される者を対象に、通所型サービス(現行相当・通所型サービスA)・訪問型サービス(現行相当)・介護予防ケアマネジメントを行います。生きいきデイサービス(介護認定のない高齢者の閉じこもりと介護予防を

目的とする町単独事業のデイサービス)については通所型サービスAに移行します。

サービスB(住民主体によるサービス)等のサービスの実施については、今後検討いたします。また、配食サービス事業については、生活支援サービス事業に組み込まず、当面、町単独事業として継続します。

### ①通所型サービス

サービス種別	現行の予防給付相当のサービス	通所型サービスA
サービス内容	現行の介護予防通所介護と同様のサービス ・入浴、食事等の日常生活上の支援 ・生活機能向上のための機能訓練	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資するサービス ・レクリエーション、運動、創作活動、趣味活動
対象者とサービス提供の考え方	・身体介護が必要なケース ・見守りが必要なケース ・個別機能訓練が必要なケース	・ケアマネジメントにおいて、専門的な支援等の必要性が低く、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資するサービスが必要と認められるケース
実施方法	事業所指定(介護事業所)	事業所指定(介護事業所)
単価(月額)  自己負担は1割 (一定以上の所得のある者は2割)	事業対象者・要支援1(週1回程度)…16,700円 要支援2(週2回程度)…34,242円  ※各加算あり	□通常(3時間以上～5時間未満)…現行サービスの80%相当 事業対象者・要支援1(週1回程度)…13,364円 要支援2(週2回程度)…27,398円 □短時間(1.5時間以上～3時間未満)…現行サービスの60%相当 事業対象者・要支援1(週1回程度)…10,018円 要支援2(週2回程度)…20,543円  ※食費・入浴費は別に自己負担とする ※加算なし

### ②訪問型サービスの内容

サービス種別	現行の予防給付相当のサービス
サービス内容	現行の介護予防訪問介護と同様のサービス 専門職による身体介護、生活援助
対象者とサービス提供の考え方	要支援1・2、事業対象者
実施方法	事業所指定
単価(月額)	現行どおり 週1回…11,925円 週2回…23,840円 週3回(要支援2のみ)…37,817円 自己負担は1割(一定以上の所得のある者は2割) ※各加算あり

### ③介護予防ケアマネジメント

総合事業のみを利用する要支援者・事業対象者に対し、サービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。(ケアプランの作成・アセスメント)

長泉町においては、当面現行の要支援者に対する介護予防支援の内容に相当する介護予防ケアマネジメントAのみを実施します。

1月 4,390円 (初回加算 3,063円)

(居宅介護支援事業所に委託する場合、現行の介護予防支援と同様、1割相当の事務手数料を差し引き、委託料は1月 3,951円 (初回加算 3,063円) とします)

### (2) 一般介護予防事業

1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者を対象に、以下の事業を行います。

- ・介護予防把握事業 (閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる)
- ・介護予防普及啓発事業 (介護予防活動の普及・啓発を行う)
- ・地域介護予防活動支援事業 (住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う)
- ・一般介護予防事業評価事業 (一般介護予防事業の評価を行う)
- ・地域リハビリテーション活動支援事業 (介護予防の取組を機能強化するため、リハビリ専門職による助言等を実施)